

7 その他国有林野の管理経営

7 その他国有林野の管理経営

(1) 人材の育成

「国民の森林^{もり}」である国有林野の管理経営をはじめ、民有林への指導やサポートなど森林・林業施策全体の推進に貢献する人材を育成するため、森林技術総合研修所や各森林管理局においては、森林・林業に関する専門的かつ幅広い知識や技術等について、地方公共団体職員等との職員の合同研修などを実施しています。

平成 30 年度には、低コストで効率的な伐採・採材・搬出や、木材の流通・加工、民有林との連携等に関する実践的な知識及び技術を習得させるための研修、森林総合監理士（フォレスター）等の育成に資する研修等を実施しました。

また、引き続き O J T[※]、地方公共団体等との人事交流に取り組みました。

表－２５ 国有林野事業における森林総合監理士の育成状況

区 分	人 数
平成 30 年度の国有林野事業職員の合格者数	22 名
(参考) これまでの累計合格者数	198 名

事例 治山及び林道の技術研修の実施

森林技術総合研修所では、国土保全及び林業の成長産業化等の施策推進に不可欠な基盤的分野における人材育成を目的として、民有林及び国有林における治山事業及び林道事業を担う技術者を対象に、業務の内容や研修生の業務担当経験に応じたコース別の研修をきめ細かに設定し、毎年度継続的に実施してきています。

平成 30 年度は、治山と林道を合わせて 13 の研修コースを都道府県や森林管理局・署の職員等 248 名が受講し、それぞれの事業における計画、調査・設計、施工管理、災害復旧等に関する講義を受けるとともに、近隣県等の現場において、実習や見学を行いました。

今後も、治山・林道という基盤的分野における技術者の育成、技術力向上を図っていくこととしています。

(森林技術総合研修所)



場 所：群馬県きりゆうし桐生市 あかづら赤面国有林ほか

説 明：写真は、治山施設を設計するための現地調査の様子（左）と、林道作
設のための測量実習の様子（右）です。

（２）地域振興への寄与

国有林野は、国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域における資源でもあり、地域振興への寄与は国有林野事業の重要な使命です。

そのため、林産物の安定供給（71 ページ参照）、事業の民間委託や技術指導等による事業体・人材の育成（31 ページ、35 ページ参照）、野生鳥獣への対策（59 ページ参照）、国有林野の貸付けや売払い（81 ページ参照）、森林空間の総合利用（83 ページ参照）、民有林と連携した森林施業等の推進（33 ページ参照）や山地災害の防止等を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉や安全の向上、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承等に貢献しています。

事例 北海道胆振東部地震によって発生した災害への対応

平成 30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震では、北海道勇払郡厚真町あつまちょう北部の民有林において約 13km 四方の範囲で多数の山腹崩壊が発生しました。

北海道森林管理局では、地震発生当日に北海道と合同でヘリコプターによる被害調査を実施しました。また、北海道からの要請により、二次災害の防止と早期復旧を目的に保安林指定作業や無人航空機による被災林道施設等の現況調査、治山事業の設計・積算業務を支援する技術職員を延べ 369 人派遣しました。

また、被災地における木材の安定供給の確保のため、国有林から、立木約 2 万 6 千 m^3 、丸太約 2 万 3 千 m^3 を年度当初の計画に対して前倒し・追加供給しました。

今後も、民有林・国有林を問わず、山地災害発生時に連携して迅速に対応できるよう努めることとしています。

(北海道森林管理局)



場 所：北海道勇払郡厚真町ほか

説 明：写真は、被災地の現況調査の様子（左）とヘリコプターにより確認された森林被害状況（右上）、業務支援の様子（右下）です。

(3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献

東日本大震災の発生から平成31年3月で8年が経過しました。復旧・復興に当たって、国有林野事業では、地域に密着した国の出先機関として地域の期待に応えた取組を行ってきました。

被災した海岸防災林の復旧・再生については、学識経験者からの意見も踏まえて、生物多様性の保全にも配慮しながら取り組んでいます。樹木の生育基盤の造成に当たっては、安全性が確認された災害廃棄物由来の再生資材も盛土材として積極的に活用し、その後の植栽については、企業やNPO等の協力も得ながら取り組みました。

また、地域の復興に資するため、汚染土壌の仮置場のための国有林野の貸付け等を行っています。

さらに、関係機関と協力しながら、生活圏周辺の国有林野の除染に取り組むとともに、福島県内の国有林野をフィールドとして森林における除染に関する知見の集積や林業再生のための実証事業に取り組んでいます。

事例 被災した海岸防災林の再生の取組状況

仙台^{せんだい}森林管理署では、東日本大震災で津波により被災した一部民有林を含む仙台湾沿岸地区の海岸防災林において、根返りを起こしにくい健全な海岸防災林を復旧・再生するための取組を実施しています。

平成 30 年度には、防災機能の確保と生物多様性保全との調整を図りつつ、地下水の影響を受けずに根が十分に張れる空間を確保することで根返りを起こしにくくするための生育基盤盛土工をすべての必要箇所です了しました。また、復旧の最後の工程となる植栽を順次実施し、要復旧延長約 40km のうち約 8 割に当たる約 30km において当面の復旧事業を完了しました。

復興・創生期間の最終年である令和 2 年度までに必要箇所への植栽を確実にを行い、復旧事業を完了させるとともに、それ以降も目標林型へ導くために必要な保育管理を実施し、津波被害軽減効果を期待する健全な海岸防災林の生育を図ることとしています。

(東北森林管理局 仙台森林管理署)



場 所：宮城県^{わたりぐん}亶理郡亶理町^{わたりちよう}ほか

説 明：写真は、植栽箇所の平成 26 年度の状況（左）と、同じ場所における 4 年後の状況（右）です。

事例 福島県相双地域^{そうそう}における森林整備事業等の本格的な再開

磐城^{いわき}森林管理署では、平成 29 年度に、福島県相双地域の避難指示が解除された区域の国有林において、震災以降行われていなかった森林整備や木材生産を一部再開しました。

平成 30 年度には、前年度と比較して、除伐で約 3 倍（117ha）、素材生産量で約 6 倍（4,089m³）と、相双地域における事業を本格的に再開するとともに、事業量の大幅な増加に対応するため、4 月に富岡^{とみおか}、葛尾^{かつらお}の両森林事務所、10 月に草野^{くさの}森林事務所、11 月に木戸^{きど}、浪江^{なみえ}の両森林事務所を順次再開しました。

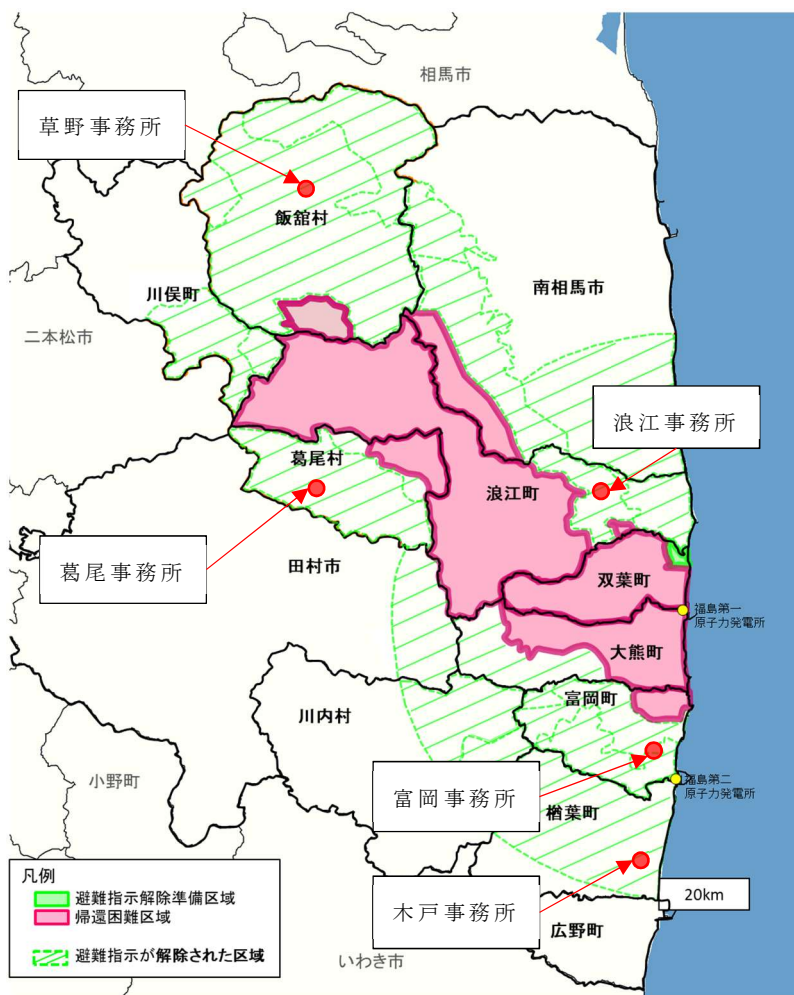
今後、避難指示解除区域における森林整備や木材生産を着実に実施し、地域の森林・林業の再生に更に貢献していくこととしています。

（関東森林管理局 磐城森林管理署）



場 所：福島県相馬郡飯舘村^{そうまぐんいいたでむら}ほか

説 明：写真は、修繕（CLT パネルを壁や床に使用）を行った上で再開した草野森林事務所（左上）、再開した地域において保育間伐を実施した後の国有林（右下）です。



説 明：図は、福島県庁公表の避難指示区域のイメージ（平成 31（2019）年 4 月 10 日時点）に再開した森林事務所のおおよその位置を示したものです。

(4) 関係機関等との連携の推進

国有林野事業の推進に当たっては、これまで職員団体との共通の認識に立って取組を円滑に進めるとともに、関係行政機関等との連携に努めてきたところです。引き続き、様々な森林・林業・木材産業関係者等との情報共有を図り、相互の理解と協力の下、連携した取組を推進するよう努めています。